

## 第24回自治体説明会「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」5・6頁

(R5/2/24付け厚労省健康局予防接種担当参事官室)

2/22の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で検討された今後の新型コロナワクチン接種の在り方について、お知らせする。

今後は、次回（3月上旬）厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、2/22の議論を踏まえた法令改正に係る諮問手続を経て、最終的な結論を得ることとしている。

2月22日の予防接種・ワクチン分科会では、以下の見解が示された。

**(1) 接種の法的位置づけについて**

- 2023年度の**1年間は現行の特例臨時接種**の実施期間を延長することとしてはどうか。
- 2024年度以降に接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当ではないか。

**(2) 2023年度の追加接種スケジュールについて**

- 追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9～12月）に1回、重症化リスクが高い者等には、春から夏（5～8月）に前倒してさらに1回接種を行うこととしてはどうか。

**(3) 2023年春夏の追加接種について****①接種対象者**

- 65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者に接種を行うとともに、重症化リスクが高い方が集まる場所でサービス提供する医療機関、高齢者・障害者施設等の従事者にも接種機会を提供してはどうか。

**②使用するワクチン**

- オミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本としつつ、組換えタンパクワクチン等も使用可能としてはどうか。

**(4) 2023年秋冬の追加接種について****①接種対象者**

- 追加接種可能な全ての年齢の者を対象としてはどうか。

**②使用するワクチン**

- 2023年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進めることとしてはどうか。

**(5) 公的関与規定の適用について**

- 令和4年秋開始接種の後に行う追加接種については、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外の者については、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外することとしてはどうか。 5

## 今後の接種方針(概要)

新型コロナウイルス感染症の疫学的状況及び変異、ワクチン接種による免疫の基礎的知見、ワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ、現時点において2023年度の接種の方針を以下のとおりとりまとめた。

### 1) 対象者

- まずは重症者を減らすことを目的とし、高齢者など重症化リスクが高い者を接種の対象としてはどうか。
- 重症化リスクが高くない者であっても、重症者が一定程度生じており、接種機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種対象としてはどうか。  
子ども(5歳~11歳)や乳幼児(6ヶ月~4歳)は、接種開始からの期間が短いため、あわせて接種期間を延長する。(子ども:2022年2月より接種開始、乳幼児:2022年10月より接種開始)

### 2) 接種スケジュール

- 以下の点を踏まえ、昨秋以降の接種歴を問わず、秋冬には次の接種を行うべきではないか。
  - 疫学的知見からは、重症化予防効果は接種後6ヶ月以上、死亡予防効果は接種後10ヶ月以上持続すると示唆。
  - 免疫学的知見からは、重症化予防効果等に寄与する免疫記憶は、より長期に継続すると示唆。
    - ➡ 有効性の十分な持続が見込めないと判断できる時期は接種後1年程度と考えられる。
  - 感染症の流行周期は明らかではないものの、流行開始以降、年末年始周辺に死者数や感染者数等の比較的大きなピークを認めている。
    - ➡ 少なくとも年末には接種の有効性を発揮する必要があると考えられる。ただし、特に重症化リスクが高い方等に秋冬を待たずに接種することも念頭に、今後の感染拡大や諸外国状況等を注視する。

### 3) 使用するワクチン

- 変異株についての予見は困難であり、幅広い抗体の産生が期待できるワクチンを使用することが適当。
  - ➡ 当面は広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン、すなわち現在使用している従来株とオミクロン株の成分を含む2価ワクチンを使用することが妥当ではないか。  
今秋以降に使用するワクチンについては引き続き検討。